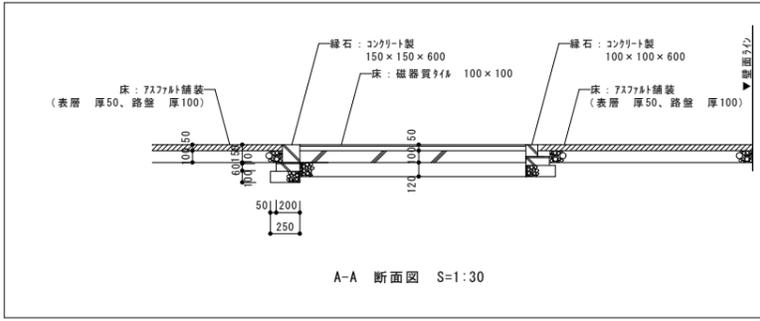


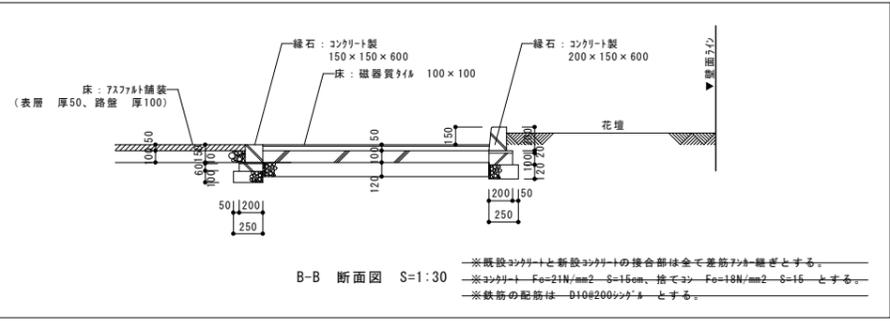
配置図 S = 1 : 400

■特記事項

- ※平日は通行車両が多い為、原則 土・日・祝日の作業とする。
- ※やむなく平日に作業を行う場合は、必ず安全監視員を配置し最善の注意をはらうこと。
- ※路面の掘削、ナゾの埋設後は埋め戻しを行い、工事完了後やむを得なく工事部分を一般車両が通行する事態が生じた場合は、敷き鉄板等の養生を行う事。
- 又 鉄板出隅部分は7377t等掘りつけ、段差の無いような措置を講ずる。
- ※工事部分構断に伴う一般車両の破損等は施工者の責任において対処する事。



A-A 断面図 S=1:30



B-B 断面図 S=1:30

※既設コンクリートと新設コンクリートの接合部は全て差筋737t継ぎとする。
 ※コンクリート Fe=21N/mm² S=15cm、括弧内 Fe=18N/mm² S=15 とする。
 ※鉄筋の配筋は D10@200mm とする。

電気設備工事特記仕様書

I. 工事名称 鹿兒島運輸支局 受変電設備 改修工事

II. 工事概要

1. 総合発注の有無 本工事は、以下の工事を含む。(詳細は、図面参照のこと)

・機械設備工事

2. 工事場所 鹿兒島県鹿兒島市谷山港2-4-1

建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	防火対象物の種別	備考

4. 工事種目 (○印を付けたものを適用する)

工事種目	工事種別			
	事務棟		屋外	備考
・電灯設備	一式	一式	一式	
・動力設備	一式	一式	一式	
・避雷設備	一式	一式	一式	
○ 受変電設備	改修 一式	一式	一式	
・発電設備	一式	一式	一式	
・電話設備	一式	一式	一式	
・情報設備	一式	一式	一式	
・テレビ共聴設備	一式	一式	一式	
・インターホン設備	一式	一式	一式	
・呼出設備	一式	一式	一式	
・非常警報設備	一式	一式	一式	
・放送設備	一式	一式	一式	
・監視カメラ設備	一式	一式	一式	
・排ガス測定監視設備	一式	一式	一式	
・車高検知設備	一式	一式	一式	
・無線設備	一式	一式	一式	
・非常照明設備	一式	一式	一式	
・誘導灯設備	一式	一式	一式	
・自動火災報知設備	一式	一式	一式	
・非常警報設備	一式	一式	一式	
・機械室備設備	一式	一式	一式	
・太陽光発電設備	一式	一式	一式	
・屋内配電線路	一式	一式	一式	一式
・屋内通信線路	一式	一式	一式	一式

III. 工事仕様

1. 適用仕様等
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の仕様書による(全て最新年度版とする)
(1)「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(2)「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(3)「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(4)「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(5)「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(6)「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(7)「公共住宅建設工事共通仕様書」 国土交通省住宅局住宅総合整備課監修
年度内に最新版が発行された場合は、最新版に準じる。
ただし、改定内容が発注仕様の変更又は工事価格の変更が生じる場合は、発注者と協議すること。

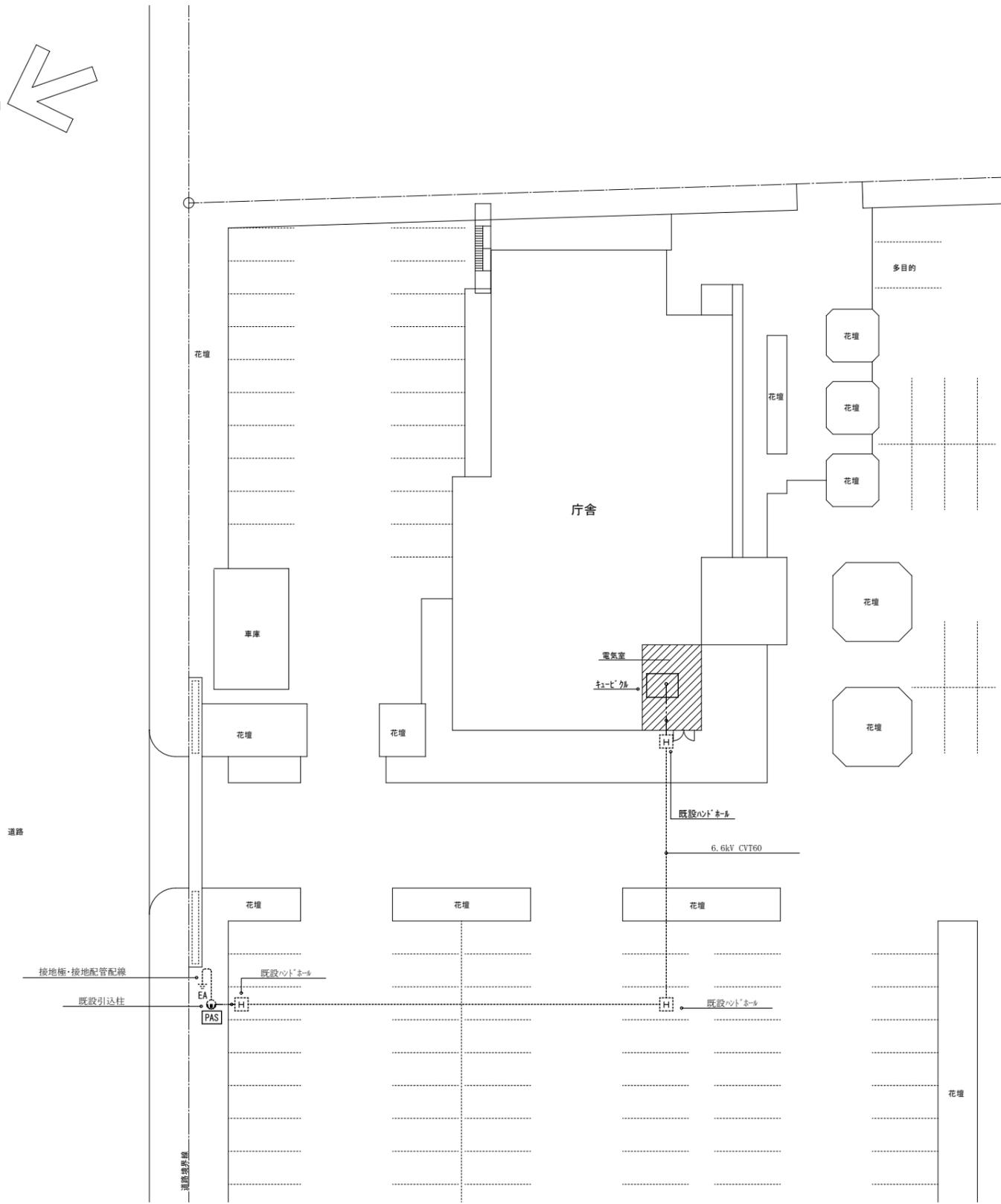
2. 補足基準等
適用仕様等、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の基準、指針、要領、標準図等による(全て最新年度版による)
(1)「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(2)「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(3)「建築工事標準詳細図(建築工事編)」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(4)「電気設備工事整理指針」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(5)「機械設備工事整理指針」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(6)「建築工事整理指針」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(7)「建築改修工事整理指針」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(8)「建築設備耐震設計・施工指針」 独立行政法人 建築研究所監修
(9)「建築工事安全施工技術指針・同解説」 国土交通省大臣官庁官庁業務部監修
(10)「建設廃棄物処理指針」 厚生労働省生活衛生局
(11)「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」 環境省大気保全局(環境省アスベスト飛散防止対策研究会)
(12)「建築工事の手引き」 福岡県建築都市部編集
年度内に最新版が発行された場合は、最新版に準じる。
ただし、改定内容が発注仕様の変更、又は工事価格の変更が生じる場合は、発注者と協議すること。

3. 特記仕様
(1) 項目は、○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、○印のついたものを適用する。

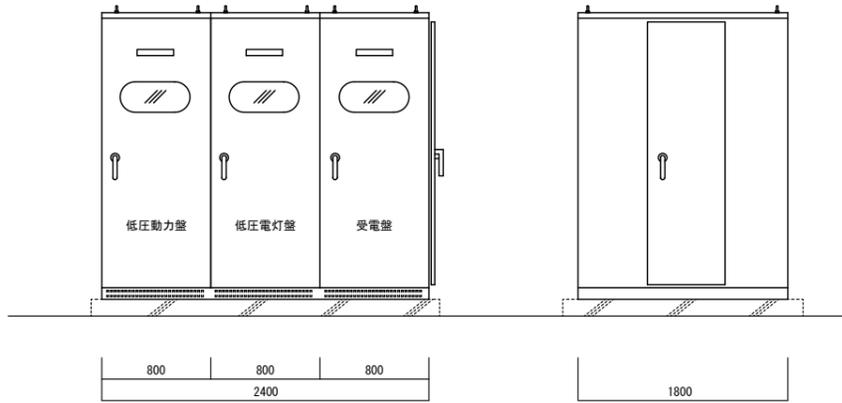
項目	特記事項																								
1. 機材	この工事に使用する機材は、監督職員の承認を受ける。 なお、材料及び製品については、地域産材の使用に努めること。 また、機材の選定に当たっては、グリーン購入法に適合したものを優先すること。 ・一般用電気工作物 ○ 事業用電気工作物																								
2. 電気工作物																									
3. 電気保安技術者	電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。																								
4. 工事に必要な資格(建設業法に関するものを除く)	○ 第1種電気工事士 ・第2種電気工事士(もしくは上位資格) ・特種電気工事資格者(非常用予備発電装置) ・工事担任者 第 種(もしくは上位資格) ・消防設備士甲種 類 ・あと施工アンカー第 種施工士(もしくは上位資格)																								
5. 官公庁その他への手続き	この工事に必要な官公署その他の関係機関への諸手続等は、これに必要な資格、労務、及び費用を請負者の負担にて速やかにおこない、その検査に合格すること。																								
6. 工事用電力・水その他	本工事に必要な工事用電力(仮設電力及び試運転調整用電力等を含む)・水及び諸手続等の費用は、すべて請負者の負担とする。																								
7. 雑土処分	・構内指示の場所に敷均し ・構内指示の場所に堆積 ・構外搬出適切処理																								
8. 他工事との取合い	・施工区分表による ○ 図面詳細による																								
9. 再使用機器	取外し再使用機器は、原則として清掃並びに絶縁抵抗測定を取外し前後で行った後、取り付けること。 但し、絶縁劣化等再使用に耐えない場合は、監督職員に報告すること。																								
10. 耐震施工	設備機器の固定は、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」(2014年版)によるものとする。 (1) 設計用標準震度 (Ks) 機器毎の耐震安全性の分類及び設置場所により以下表より求める。 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th>特定の施設</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>2.0 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.0 (1.5)</td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.5 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>0.6 (1.0)</td></tr><tr><td>地階及び1階</td><td>1.0 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.4 (0.6)</td></tr></tbody></table> (2) 耐震安全性の分類 (・特定の施設 → 一般の施設) (3) 地域係数 (Z) 地域係数 (Z) は、1.0とする。	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	地階及び1階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
設置場所	耐震安全性の分類																								
	特定の施設	一般機器	重要機器	一般機器																					
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																					
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																					
地階及び1階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																					
11. 合成樹脂製可とう電線管	環境対応型合成樹脂製可とう管 (PF管) の一重管とする。なお、打込配管として使用する場合、原則として呼び径を22までとする。 また鉄筋等への結束には樹脂被覆を施したバンド線を用いること。																								
12. プレーートの材質	・金属製 (防水形配線器具を除く) ・樹脂製																								
13. フロアプレート	ベースは、水平高低調整付 (空転防止リング付) とする。 ・合金製 ・アルミ製																								
14. ハイテンション	・上下動形 ・外部固定形 ・内部固定形																								
15. 露出配管等の塗装	屋内においては特記がなければ、F☆☆☆☆製品とし、屋外においても低VOC塗料の使用に努めること。																								
16. 呼び線	長さ 1m 以上の入線しない電線管には電線太さ 1.2mm 以上の樹脂被覆電線管を挿入する。																								
17. 表示	スイッチ・コンセント及びプルボックスで用途の判別し難いものは、表示する。																								
18. 地中線埋設シート	地下埋設の線路には、保護シートを2倍長さ以上重ね合わせて布設するものとする。																								
19. 地中埋設機	電力用 (矢指色: 赤色) ・樹脂製 ・コンクリート製 ・鉄製 通信用 (矢指色: 黄色) ・樹脂製 ・コンクリート製 ・鉄製																								
20. 地中埋設管 (GL=500.00等)	 ・根切り深さが1.5m未満の場合は直掘り工法とし、1.5m以上の場合には法付工法とする。 法付工法の法幅は、根切り深さに0.3を乗じたものとする。																								

21. 接地極	・床掘幅は、埋設管類などの外径(底面)の寸法にゆとり幅×2を加えたものとする。 ゆとり幅 (a) 及び埋設管相互の間隔 (b) は、下表を参照のこと。 <table border="1"><thead><tr><th>ゆとり幅 (a)</th><th>根切り深さ 1未満</th><th>根切り深さ 1以上1.5未満</th><th>根切り深さ 1.5以上</th><th>埋設管の呼び径</th><th>間隔 (b) (左右・上下)</th></tr></thead><tbody><tr><td>地中電線管類</td><td>0.2m</td><td>0.4m</td><td>0.3m</td><td>50以下</td><td>50mm</td></tr><tr><td>地下埋設機</td><td>0.5m</td><td>0.5m</td><td>0.5m</td><td>150φ</td><td>70mm</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>200φ</td><td>100mm</td></tr></tbody></table> 強電配線・弱電配線・その他配管等について、定められた間隔を考慮すること。 多条敷設により埋設管同士を密着させる場合は、「JIS C 3653 (附書き含む)」及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」における関連事項に適合した資材の使用、及び施工を行うこと。 また、電線相互の接近により誘導障害が生じるおそれがある場合は、多条敷設を行わないこと。 接地極の材料は下表による。接地極の近くに接地極埋設機 90×140×1.5t (黄銅製・刻印) を設置すること。なお、接地棒 EB (14) φ の長さは1,500mm以上とし、10φ・14φは、W=40として差し支えない。 <table border="1"><thead><tr><th>接地の種類</th><th>記号</th><th>接地抵抗値</th><th>接地極</th></tr></thead><tbody><tr><td>・共同</td><td>E_{cc0}</td><td>Ω以下</td><td></td></tr><tr><td>・共同</td><td>E_{cc0}</td><td>Ω以下</td><td></td></tr><tr><td>・A種</td><td>E_A</td><td>10Ω以下</td><td></td></tr><tr><td>・B種</td><td>E_B</td><td>Ω以下</td><td></td></tr><tr><td>・C種</td><td>E_C</td><td>10Ω以下</td><td></td></tr><tr><td>・D種</td><td>E_D</td><td>100Ω以下</td><td>EB () φ × 1 (L=1,500mm)</td></tr><tr><td>・D (ELB)種</td><td>E_L</td><td>10Ω以下</td><td></td></tr><tr><td>・高圧避雷器</td><td>E_{is}</td><td>10Ω以下</td><td></td></tr><tr><td>・低圧避雷器</td><td>E_{ll}</td><td>10Ω以下</td><td></td></tr><tr><td>・交換機用</td><td>E₁</td><td>10Ω以下</td><td></td></tr><tr><td>・通信用</td><td>E_{cc}</td><td>10Ω以下</td><td></td></tr><tr><td>・通信用</td><td>E_{cc}</td><td>100Ω以下</td><td>EB (10) φ × 1 (L=1,500mm)</td></tr><tr><td>・測定用</td><td>E₁</td><td></td><td>EB (10) φ × 1 (L=1,500mm)</td></tr></tbody></table> 避雷設備の接地抵抗値は、総合抵抗とする。 本工事における構内交換設備の工事範囲は、以下のとおりとする。 ・構内交換装置 ・電話機取付け ・配管配線・端子取付本工事 ・配管のみ本工事 ・配線のみ本工事 電話機1台につき2つのものを見込む。 ・TIVE (TIVE) 0.65-2C m ・EM-TIEE (TIEE) 0.65-2C m ・EBT 0.4-2P m ・EM-BTIEE 0.4-2P m ・2号ワイヤプロテクタ m 22. 構内交換設備 工事範囲 ・構内情報通信網装置 ・ネットワーク管理装置 ・配管配線まで本工事 ・配管のみ本工事 23. 電話機への配線 ・整理者と協議のこと 24. 構内情報通信網設備 工事範囲 ・構内情報通信網装置 ・ネットワーク管理装置 ・配管配線まで本工事 ・配管のみ本工事 25. LANケーブルの色 26. 機器と配線の接続 拡声設備において、増幅器などの入出力線と配線の接続は、コネクタなどを取付けて行うこと。 27. インターロック 自動火災報知設備において、感知器が作動した場合に受信機及び通断制御機と連動して空調機並びに送排風機を停止させる。 28. ガス漏れ警報装置 ・単独 (・自立形 ・壁掛形) 受信機 29. ガス漏れ警報装置 ・液化石油ガス用 ・都市ガス用 検知器 30. 防犯設備工事範囲 ・配管のみ本工事 ・機器取付調整まで本工事 31. 躯体貫通箇所 躯体貫通箇所においては探査機を使用し、コンクリート内配筋を避け貫通すること。 32. 発電機回路コンセント 発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。 33. マンホール ハンドホール蓋 用途別に「高圧」「電力」「通信」の刻印をすること。 34. プルボックス 屋外に設置するものには、事前に水抜き穴を設けること。	ゆとり幅 (a)	根切り深さ 1未満	根切り深さ 1以上1.5未満	根切り深さ 1.5以上	埋設管の呼び径	間隔 (b) (左右・上下)	地中電線管類	0.2m	0.4m	0.3m	50以下	50mm	地下埋設機	0.5m	0.5m	0.5m	150φ	70mm					200φ	100mm	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極	・共同	E _{cc0}	Ω以下		・共同	E _{cc0}	Ω以下		・A種	E _A	10Ω以下		・B種	E _B	Ω以下		・C種	E _C	10Ω以下		・D種	E _D	100Ω以下	EB () φ × 1 (L=1,500mm)	・D (ELB)種	E _L	10Ω以下		・高圧避雷器	E _{is}	10Ω以下		・低圧避雷器	E _{ll}	10Ω以下		・交換機用	E ₁	10Ω以下		・通信用	E _{cc}	10Ω以下		・通信用	E _{cc}	100Ω以下	EB (10) φ × 1 (L=1,500mm)	・測定用	E ₁		EB (10) φ × 1 (L=1,500mm)
ゆとり幅 (a)	根切り深さ 1未満	根切り深さ 1以上1.5未満	根切り深さ 1.5以上	埋設管の呼び径	間隔 (b) (左右・上下)																																																																												
地中電線管類	0.2m	0.4m	0.3m	50以下	50mm																																																																												
地下埋設機	0.5m	0.5m	0.5m	150φ	70mm																																																																												
				200φ	100mm																																																																												
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極																																																																														
・共同	E _{cc0}	Ω以下																																																																															
・共同	E _{cc0}	Ω以下																																																																															
・A種	E _A	10Ω以下																																																																															
・B種	E _B	Ω以下																																																																															
・C種	E _C	10Ω以下																																																																															
・D種	E _D	100Ω以下	EB () φ × 1 (L=1,500mm)																																																																														
・D (ELB)種	E _L	10Ω以下																																																																															
・高圧避雷器	E _{is}	10Ω以下																																																																															
・低圧避雷器	E _{ll}	10Ω以下																																																																															
・交換機用	E ₁	10Ω以下																																																																															
・通信用	E _{cc}	10Ω以下																																																																															
・通信用	E _{cc}	100Ω以下	EB (10) φ × 1 (L=1,500mm)																																																																														
・測定用	E ₁		EB (10) φ × 1 (L=1,500mm)																																																																														

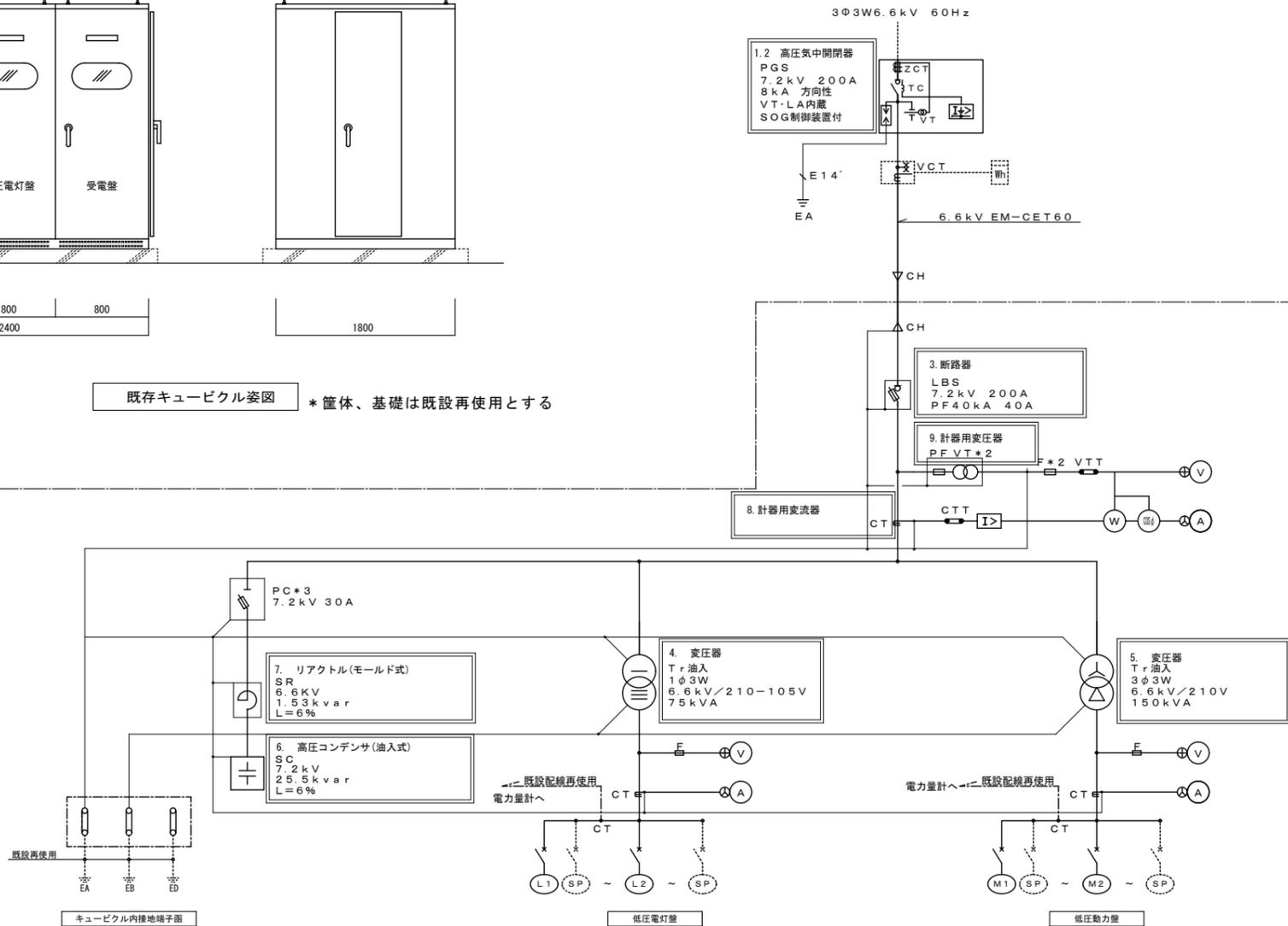
2. 建築物の処理について	資源の有効利用・環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制・再利用・適正処理を推進する。 現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別保管場所を設置し集積すること。 また、「再生資源の利用の促進に関する法律」・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。 工事に際しては、工事着手時に「建設副産物処理計画書」、工事竣工時に「建設副産物処理結果報告書」(共に添付書類を含む)を提出すること。																		
指定副産物(原則として、再資源化施設へ持込むもの)	その他の副産物 ・がれき類 (コンクリート類) (75%以上コンクリート類) ・木くず ・建設発生土 ・汚泥 ○ 廃プラスチック ・ガラス・陶磁器くず ・廃石膏ボード ○ 金属くず ・繊維くず																		
特別管理産業廃棄物	・廃石綿等 「建築物の解体等に係る石綿高濃度防止対策マニュアル」(環境省大気保全局)に従い、収集・運搬・処分を行うこと。 ・廃PCB等 「電気事業法: 電気関係報告指針」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適切に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。																		
※ 参考受入場所は、現場説明書による。																			
建設副産物の処理内容	<table border="1"><thead><tr><th>処理内容</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>現場内における分別</td><td></td></tr><tr><td>現場内分別保管場所の設置</td><td></td></tr><tr><td>現場内分別保管場所までの運搬</td><td></td></tr><tr><td>分別保管場所からの積み込み・運搬・処分</td><td></td></tr><tr><td>「建設副産物の処理計画書」の作成</td><td>下請工事の場合は不要</td></tr><tr><td>「建設副産物の処理結果報告書」の作成</td><td>下請工事の場合は不要</td></tr><tr><td>「再生資源利用計画書」の作成</td><td>下請工事の場合は不要</td></tr><tr><td>「再生資源利用実施書」の作成</td><td>下請工事の場合は不要</td></tr></tbody></table>	処理内容	備考	現場内における分別		現場内分別保管場所の設置		現場内分別保管場所までの運搬		分別保管場所からの積み込み・運搬・処分		「建設副産物の処理計画書」の作成	下請工事の場合は不要	「建設副産物の処理結果報告書」の作成	下請工事の場合は不要	「再生資源利用計画書」の作成	下請工事の場合は不要	「再生資源利用実施書」の作成	下請工事の場合は不要
処理内容	備考																		
現場内における分別																			
現場内分別保管場所の設置																			
現場内分別保管場所までの運搬																			
分別保管場所からの積み込み・運搬・処分																			
「建設副産物の処理計画書」の作成	下請工事の場合は不要																		
「建設副産物の処理結果報告書」の作成	下請工事の場合は不要																		
「再生資源利用計画書」の作成	下請工事の場合は不要																		
「再生資源利用実施書」の作成	下請工事の場合は不要																		
○ 工事施工報告書(工事進捗状況写真を含む)を整理者に毎月7日まで提出すること。																			
○ 建物竣工後、10年以内において工事施工の重大な過失により生じた認められる被害は、請負業者の負担にて迅速丁寧に対応すること。																			
○ 本工事に際して、本工事場所が工事による振動・騒音による規制が設定されている地域か、されていない地域かを確かめ、規制地域の場合、施工計画を立て関係官庁の指導を受けるものとする。																			
○ 使用材料は出来るだけメーカー標準品とする。																			
○ 工事現場への不正改造自動車及び過積載車両の場内乗入れは禁止する。																			
○ 工事に使用する工事車両は定期点検整備を実施した車両とすること。																			
○ 原則として停電期間を連続で確保する場合は、最大3日間とすること。工事日は原則土・日・祝日とする。																			
■重要事項																			
※完成提出図書 製本要領 完成図及び施工図、完成写真を同一のA3幅二折し製本とし、最終頁に同上電子データ焼き付けCDを添付のこと。 上記三部提出のこと。 <table border="1"><thead><tr><th>裏表紙</th><th>背表紙</th><th>表紙</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>仕度 工事名称</td><td></td></tr><tr><td></td><td>工事名称</td><td></td></tr><tr><td></td><td>施工者名</td><td></td></tr></tbody></table> ※背表紙の封入は重要。必ず記入すること。	裏表紙	背表紙	表紙		仕度 工事名称			工事名称			施工者名								
裏表紙	背表紙	表紙																	
	仕度 工事名称																		
	工事名称																		
	施工者名																		



構内配電線路 配置図 ■ 破線は既存を示す



既存キュービクル姿図 * 筐体、基礎は既設再使用とする



配電盤名称	幹線No.	負荷名称	遮断器容量	配線サイズ (参考)
低圧電灯盤	L1	車検機	MCCB3P400/300	CV250-3C
	SP	SP	MCCB3P100/	
	L2	庁舎1階	MCCB3P100/75	IV22*3
	L3	庁舎2階	MCCB3P100/75	IV22*3
	L4	電算機	MCCB3P100/100	CVT38
	L5	L-湯沸 L-聴聞室	MCCB3P100/100	CE138
	L6	L-電力用OA盤	MCCB3P50/50	CE14-3C
	L7	L-車庫用	MCCB3P50/50	CE14-3C
	L8	事務室MOTAS電源(2)	MCCB3P100/100	CE138
	L9	庁舎外灯	MCCB2P50/20	IV5.5*2
	L10	1階換気扇	MCCB2P50/20	IV2.0*2
	L11	封印上屋	MCCB2P50/20	IV5.5*2
	SP	SP	MCCB3P100/	
	L12	所内天井換気扇	MCCB2P30/20	IV2.0*2
	L13	盤内電源	MCCB2P30/20	IV2.0*2
L14	外部電力量計電源	MCCB2P30/20	IV2.0*2	
L15	ダイヤモンドター電源	MCCB2P30/20	IV2.0*2	

配電盤名称	幹線No.	負荷名称	遮断器容量	配線サイズ (参考)
低圧動力盤	M1	車検機	MCCB3P400/300	CV250-3C
	SP	SP	MCCB3P100/	
	M2	冷凍機	MCCB3P225/200	IV60*3
	M3	庁舎1階	MCCB3P225/125	IV22*3
	M4	予備	MCCB3P50/50	
	M5	庁舎2階	MCCB3P100/100	CE138
M6	S-OA.S-器 S-器	MCCB3P100/100	CE138	
SP	SP	MCCB3P100/		

■ 今回工事内容

下記 1~9の更新を行う (既存部分撤去処分を含む) □ : 内工事範囲

1. 高圧気中開閉器 PAS 方向性 7.2kV 200A SUS製 LA内
2. 制御装置 DGR 屋外プラBOX 制御ケーブル10m付
3. 断路器 LBS DS 3極単極 200A
4. 変圧器(油入式) 単相 75kVA
5. 変圧器(油入式) 三相 150kVA
6. 高圧コンデンサ(油入式) 三相 25.5kVar
7. リアクトル(モールド式) 三相 1.53kVar
8. 計器用変流器 CD-50HF 40/5A
9. 計器用変圧器 PD-50HF 6600/110V

- キュービクル正面扉内側に銘名板(工事名・製造業者名・施工業者名・製造年月日等)を取付けること。
- キュービクル裏面扉内側に副銘名板(変圧器・LBS等の仕様等)を取付けること。

■ キュービクルの仕様は、九州運輸局・監督員・主任技術者と協議し最終決定とする。

- キュービクル更新後、下記の試験を行い試験成績表を提出のこと
 - ・絶縁測定 ・耐電圧 ・継電器 ・接地抵抗 ・その他監督員の指示による
- ※接地極は既設利用の為、改修前にも接地抵抗の測定を行い、監督員に報告のこと。

■ 既設配線について

- ・既設配管配線は下記とする(参考)
- ・電灯 : 配線 : EM-CET38 E14 ×2
- : EM-CE14-3C E8 ×2
- : CVT38 E14 ×1
- : IV22*3 E8 ×2
- : IV5.5*2 ×2
- : IV2.0*2 ×5
- : 配管 : E51 ×5
- : E31 ×3
- ・動力 : 配線 : EM-CET38 E14 ×2
- : IV60*3 E22 ×1
- : IV22*3 E8 ×1
- : 配管 : E51 ×4
- ・その他 : 警報 : CVV3.5-7C ×1 (改修後は不要な為端末処理のこと)
- : CVV2.0-8C ×2 (電力量計用。必要の有無を確認後に施工のこと)
- : 配管 : E51 ×1
- : E39 ×1

■ 連続の停電作業は最大3日間とする